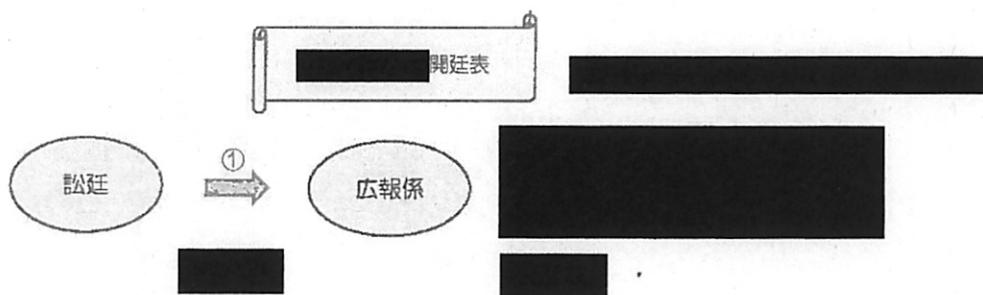


## 裁判報道における便宜供与（刑事事件関係）

(R2.3.18 総務課広報係)

### 1 期日情報の提供

#### (1) 事務フロー



#### (2) 被告人名秘匿事件・非開示事件

→マスキング処理

※H27.11.30 付け被害者特定事項の秘匿決定がされた事件及び当事者名を秘密記載部分として  
閲覧等制限の申立てがされた事件の報道機関等に対する期日情報の提供等について（民事部、  
刑事部、総務課申合せ）

※秘匿事件…被害者特定事項の秘匿決定により、被告人名も秘匿の対象となった場合

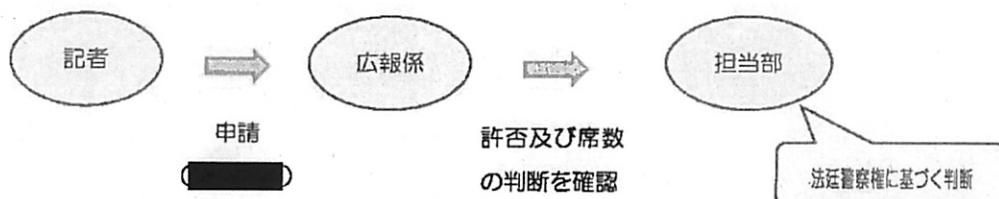
※非開示事件…被告人が少年である事件又は被告人名を非開示とする措置を探ることになった事  
件

#### (3) 期日追加・変更・取消し等があった場合

期日追加等連絡票を送付する方法により、広報係までお知らせくださいますよう、  
お願いいたします。

## 2 記者席確保

#### (1) 事務フロー



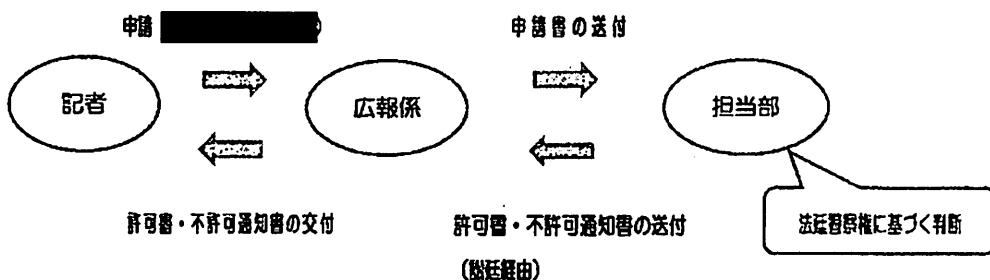
#### (2) 警備計画等との関係

[ ] 警備計画等策定のため、担当部に

おいて早期に申請数を確定する必要がある場合には、広報係へ御連絡ください。

### 3 法廷内写真撮影

#### (1) 事務フロー



#### (2) 映り込みへの注意

##### ア 被告人：映さない

期日前に、担当部から、被告人が身柄拘束されている場合には戒護責任者に、身柄拘束されていない場合には被告人（弁護人）に、廷内撮影が行われる旨をお伝えいただき、撮影が終了した後に被告人を入廷させてください。

在宅、保釈中の事件については、被告人が誤って映り込むことにならないよう、特に御留意ください。

##### イ 検察官・弁護人：映らないことができる

期日前に、担当部から、廷内撮影が行われる旨及び撮影の間は法廷外にいることができる旨をお伝えください。なお、被告人が身柄拘束されていない場合には、弁護人に対して、撮影後に被告人を入廷させるよう併せてお伝えください（ア参照）。

##### ウ 被害者参加人：映さない or 映らないことができる

撮影時の在廷の可否は部の判断によります。

在廷を認めない場合には、担当部から、廷内撮影が行われる旨をお伝えいただき、撮影が終了した後に被害者参加人を入廷させてください。

在廷を認める場合には、担当部から、廷内撮影が行われる旨及び撮影の間は法廷外にいることができる旨をお伝えください。

なお、被害者参加弁護士は、弁護人に準じます。

##### エ 証人、鑑定人、通訳人：映さない

期日前に、担当部から、廷内撮影が行われる旨をお伝えいただき、撮影が終了した後に入廷させてください。

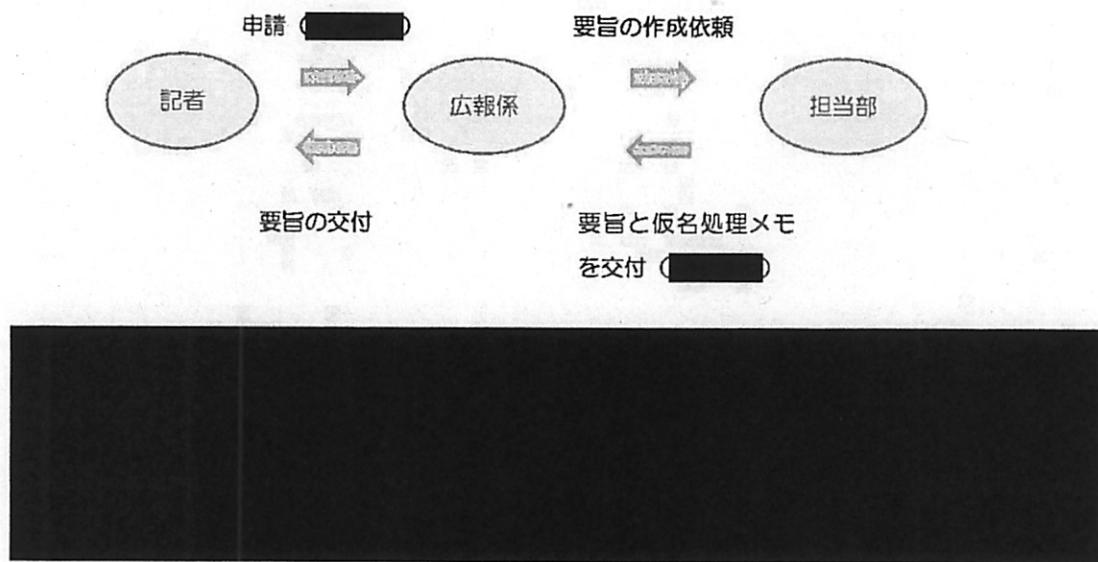
##### オ 傍聴人

担当部は、法廷の廊下側入口に、申合せ※に定める掲示を行ってください。また、刑訴（副）管理官は、廷内撮影が行われる旨及び撮影の間は法廷外にいることができる旨をお伝えください。

※H29.5.15付け法廷内写真取材に関する申合せ（刑事部申合せ）

#### 4 判決要旨の交付

##### (1) 事務フロー



##### (3) 仮名処理が必要な事項や事務処理における留意事項 申合せ※を参照してください。

※H29.3.15 付け訴訟関係人に対する刑事訴訟事件の判決要旨の交付について（刑事部、総務課申合せ）